

差別を見抜く力を育成するための社会科人権教育の開発 —規範反省能力の育成を手がかりにして—

B4E12021 黒澤悟

はじめに

本論の目的は、児童の差別を見抜く力と差別を解決するための態度を育成する社会科授業モデルとそれに基づくプランを開発することである。

なぜ社会科で差別を見抜く力を育成する必要があるのか。現在の人権教育の目的について文部科学省は次のように述べている¹。

人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義について知識理解を徹底し、深化することが必要となる、また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することは合わせて必要となる。

続けて、文部科学省は人権教育の目的を達成するための要因の一つとして人権感覚を挙げている。文部科学省は人権感覚について「人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいと感じ、反対にこれ御侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。」²と述べている。したがって、「人権が擁護され、実現されている状態を感知して」と「反対に、これが侵害されている状態を感知して」の部分が差別を見抜く力を指しているのである。

現在行われている社会科歴史授業は、こうした差別を見抜く力を育成するものになっているのだろうか。現在、小学校における社会科授業の多くは、その当時の差別を受けていた被差別部落民がどんな思いだったのかをその人の立場になって考える共感的理解型の授業である。つまり、現在の小学校社会科歴史授業は差別を受けた人々の苦しい思いを共感的に理解するための学習過程が中心となっている。それでは人権感覚として求められている「差別されている状態を感知する力」を児童に十分に育成することはできないのではないか。差別を見抜く力を養うためには、部落差別のしくみが分かる学習過程を設ける必要がある。そこで、児童に差別関係の社会認識を育成するために梅津正美³が唱える規範反省能力の育成を目指した社会歴史教育の開発を行う。

現在、小学校におけるいじめの認知件数は約 18 万件にも上る⁴。小学校のいじめの発生件数は年々増加する傾向にある。筆者はいじめが起こる原因の一つに同じ社会集団の中での差別があるからではないかと考える。学級集団の中で少し他人と違うという理由だけで差別をし、その結果がいじめにつながるのではないか。

¹ 文部科学省 2008 『人権教育の指導方法の在り方について〔第三次とりまとめ〕』。

² 岩本剛 2013 「部落差別のしくみが分かる小学校歴史授業の開発—山田孝野次郎に焦点をあてた、情意重視の授業からの転換—」、『社会系教科教育学会 発表資料 自由研究発表 第二分科会』、p.1。

³ 梅津正美 2010 「規範反省能力の育成を目指す社会科歴史授業開発小単元—「形成される『日本国民』：近代都市の規範と大衆社会」の場合—」、全国社会科教育学会『社会科研究会』第 73 号。

⁴ 文部科学省 2015 『平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果について』。

また、差別というのは一定の立場同士で行われるものではないということを梅津は次のように述べている⁵。

社会的な差別は、社会における規範を媒介とした人と人の関係や立場性の中で生み出されてくるのであり、たとえその意図がなくても人は、差別に加担したり差別を引き起こしてしまうことがある。

梅津が言うように、誰もが差別をする立場にもなり、その逆に差別を受ける立場にもなり得る。それはその時代の規範が社会的な差別を引き起こしているからである。したがって、子供たち自身が社会に通有する規範を見直し、自分自身の行動を見つめなおすような授業モデルそしてプランを開発することが必要である。このとき、梅津正美の規範反省学習を取り上げたい。

次に、規範反省能力育成学習を小学校社会科歴史教育で行う意義とはどういうものなのだろうか。梅津は規範反省能力を次のように述べている⁶。

規範反省能力とは、規範が社会関係（社会における個人や諸集団の相互の関わり合い）において持つ機能を批判的に解明することを通して、自己の拠る規範と行為のあり方を対象化して吟味し、再方向付けしていける能力である。

梅津は社会関係における規範の機能には、二つの側面があると述べている。一つは、文字や、映像などの語りを通して個人や諸集団を無意識のうちに国家や社会の構造に取り込む、というものである。さらにその構造を維持し正当化していく主体へと形成するための権力を発動するという側面を持つ。今一つはふさわしい行為の達成を基準に、個人や・諸集団を普通と特殊、高級と低級、役に立つと役に立たないなどに分類するという機能である。このような働きが力に偏りのある社会関係を作り出すと梅津は述べている。

梅津は規範反省学習が取り扱う規範を次のように述べている⁷。

規範反省学習において、学習対象である規範はいつでもどこでも通用する普遍的な徳目としてではなく、特定の時代の社会において人々の間でやり取りされた「語り」として把握された。この学習において、現代社会の規範の反省的な吟味は、「語り」としての規範が歴史的にどのように形成され、時代の社会の中でどのように働き、どのように働き、どのような社会関係を作り出したのかを分析し、理解することをふまえてなされる。

梅津の歴史教育の目標としての規範反省能力とは、道徳のような「～すべき」という徳目ではなく特定の時代の社会において人々の間でやり取りされた「語り」を反省的に吟味することである。したがって、規範反省学習においては、子供たちは歴史を振り返って、ある規範がどのように形成されたのか、どのような働きを持っていたのか、それによってどのような社会関係を作り出したのかを分析し理解することをめざす。さらに、現代の社会の規範を吟味し、自らの行為を見つめなおすものである。

筆者は、授業モデルそしてプランの基本構成は梅津の規範反省学習に拠り、教材としては江戸

⁵ 梅津正美 2010 前掲論、pp.2-3。

⁶ 梅津、同上論文、pp.1-2。

⁷ 梅津、同上論文、p.3。

時代に差別されていたえた・非人を取り上げる。江戸時代のえたは皮革関係の仕事などに従事していた。また、非人は死人の処理や犯罪人の処刑などに従事していた。このように、その当時の「一般」の人々と比べ特殊な職業であったために汚らわしいものという見方をされてきた。その結果、えたと非人は差別を受け続けることとなったのである。

これは、江戸時代を通じて、情報と規範の送り手である幕府が語りを通して規範を形成させた結果である。このとき、受け手であるえたや非人は社会の底辺に位置付けられ、貧しい生活を送ることになったのである。情報と規範を送り出す幕府、その情報・規範によって社会内において位置付けられていくえた・非人という固定された立場が確立することによって人々はえたや非人を差別し続けたのである。

このようなえた・非人など被差別部落民が形成され差別され続けていく仕組みとそれがなぜ・どのように生まれ維持・発展させられていったのか差別を見抜く力を児童に身に付けさせたい。

しかし、筆者は社会認識力だけを育成する人権教育では不十分であると考え。差別を見抜く力があるだけでは現代の差別の根本的な解決にはならないと考えるからである。過去の差別を見るだけでなく、現代の差別をなくそうとする態度までを育成することが必要である。そのために、筆者は授業モデルそしてプランを構成するにあたって、吉田正生の社会参画学習論を取り入れる。

社会参画学習論とはどのような内容なのかを述べていきたい。吉田は社会参画力のことを以下のように定義している⁸。

「さまざまな社会的役割の担い手は、何をなすべきか・できるのか・なすべきではないかを実施方策も含めて考える知識・技能・態度である。」

したがって、何らかの社会問題を取り上げて、それを解決するための活動にかかわる知識・技能・態度を育成するが社会参画力を伸ばすことになるのである。

吉田は社会問題を解決するための方策を、「公・共・商・私」、それぞれの圏域に属すアクターが何ができるか・すべきか・すべきでないかという観点から考えさせることを提案している。

また子どもたちが成人したときに、創意を發揮しつつ役割行為を遂行できるようにすることが、社会参画力を育成することだと述べている。そして、将来子どもたちが担うものとして、社会全体の体系を大きく4つの圏域に分けた。それが「公・共・商・私」である。

「公」的圏域の行為主体は国際的な政治機関や一国の政府または地方公共団体などそれらに属しその組織・機関の任務を遂行する個人や機関・組織が該当する。「共」的圏域の行為主体は参加・不参加が自由な町内会やボランティア・学会など利他的で公共的な役割を遂行している個人や集団が該当する。「商」的圏域の行為主体は利潤を追求する経済活動を組織目的とする企業やその他の社会集団などが該当する。「私」的圏域の行為主体は利他を目的としない自己のための活動や家族のための活動を行う行為主体が該当する。

この四つの圏域の中で子供たちに公・共・商が社会の中で取り組んでいることを学習させたい

⁸ 吉田正生 2013 「小学校社会科『社会参画学習』の授業プラン—ボランティアグループ『なずなの会』を教材として—」 社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第25号、p p.11-12。

えで、「私」の圏域にいる自分自身が何ができるのかを考えさせることを目標としている。筆者はこの考えを現代の差別をなくそうとする態度に取り入れたいと考える。

現代の差別として取り上げるのは外国人の子供がに対する差別である。なぜ外国人の子供なのか。日本における外国人の数は増加しており、2016年6月までに200万人を超えている。その中には働き手として日本に来る外国人が多く含まれる。その外国人の子供が近隣コミュニティの学校に入学し、日本人の子供たちと学校生活を共にしていくことが、近年多くみられるようになった。文化や見た目が異なるという理由から差別を受け、いじめを受ける可能性がある。

このことから、日本人の子どもならだれでも差別をする側に立つことを踏まえて、外国人の子供が学級にいる場合にどのようなことが自分自身でできるのかを考えていくことが必要である。したがって、吉田の社会参画学習論を取り入れ、社会全体として外国人の子が差別を受けないようにするためにどのようなことができるのかを子供たち自身に考えさせていきたい。

以上述べたように、本論では規範反省能力を取り入れて差別を見抜く力を育成し、他方、社会参画学習論に拠り差別をなくそうとする態度の育成を目標とする授業を開発していく。

以下、本論を次のように構成する。まず、被差別部落に関する授業実践を分析し、考察していく(第一章)。次に第一章で明らかになった問題点を克服するために規範反省学習と社会参画学習論を分析し、新たな視点を取り入れた社会科人権教育の授業プランを提示する。(第二章)。被差別部落の構造を整理し、小学校段階に合わせた教材化を行う(第三章)。最後に、被差別部落を教材とした社会科人権教育の授業案を作成する。(第四章)